

障がい者共同生活援助事業

運 営 規 程

社 会 福 祉 法 人 わ か ば 会

障がい者共同生活援助事業

障がい者共同生活援助事業 運営規程

第一章 総 則

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人わかば会が設置運営する障がい者共同生活援助事業（以下「施設等」という。）が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」、「秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第68号）」及び「秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第66号）」の規程並びに地域生活支援事業に係る市町村の指導通達に基づき行う指定障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業及び日中一時支援事業（以下「指定障害福祉サービス等」という。）についての重要事項に関し、運営及び利用について必要な事項を定め円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

- 第 2 条 施設等は、お客様の身体及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて、指定障害福祉サービス等必要な各種支援及びサービスを適切に行うものとする。
- 2 施設等は、お客様の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って各種支援及びサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 施設等は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、県等関係機関、障害福祉サービスを行う者、他の障害児及び障害者支援施設、その他の保健医療サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 4 前3項のほか、関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(主たる対象者)

第 3 条 施設等において指定障害福祉サービス等を提供する対象者は次のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス事業のうち指定共同生活援助事業

(以下「指定共同生活援助事業」という。)

対象者 知的障害者福祉法に定める知的障害者

(施設等の名称等)

第 4 条 指定障害福祉サービス等を提供する施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 指定共同生活援助事業

名称 わかばホーム：Well being 山ノ神

所在地 秋田県由利本荘市石脇字山ノ神 1 1 番地 6 2 6

(施設等の利用及び入居定員)

第 5 条 施設等の利用及び入居定員を 6 名とする。

(1) 指定共同生活援助事業

わかばホーム：Well being 山ノ神 定員 6 名

第二章 人 員

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第 6 条 施設等に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名 (常勤・兼務)

管理者は、共同生活援助事業の責任者として、業務の遂行に当たる。

(2) サービス管理責任者 1 名 (常勤・兼務)

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成及びお客様のサービス提供全般に係る管理責任者としての業務に従事する。

(3) 生活サポーター (世話人) 1 名以上 (非常勤・専従)

世話人は、お客様の障がい特性に応じた介助や援助を行う。

(4) 生活支援員 1 名以上 (常勤・兼務)

支援員は、お客様の生活全般にわたる支援に関する業務に従事する。

第三章 設 備

(設備及び備品等)

第 7 条 居室

お客様の居室は全室個室とする。居室には、エアコンを備品として備える。

第 8 条 共同生活室

共同生活室は、お客様が交流し共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する。

第 9 条 浴室

浴室は、お客様が使用し易いための場所としてふさわしい形状を有する。

第 10 条 洗面設備及び便所

施設は、必要に応じて洗面所や便所を設ける。

第 11 条 事務室

事務室には、机・椅子や書類等保管庫など必要な備品を備える。

第四章 運 営

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第 12 条 施設等は、サービスの提供の開始に際しては、予め入居申込者またはその家族に対し、運営規程の概要・従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結する。

(受給資格等の確認)

第13条 施設は、指定障害福祉サービス利用を希望する者が提示する障害福祉サービス受給者証によって、被保険者資格・障害支援区分の有無および有効期間を確認することができる。

(稼働日)

第14条 施設の利用可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

(入退所)

第15条 入居

施設は、指定障害福祉サービス利用を希望する者に対し、施設サービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なく指定障害福祉サービスの提供を拒まない。
- 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、その他入居申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な医療機関又は他の障害福祉施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずることとする。
- 4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

第16条 退居

施設は、管理者・サービス管理責任者・生活サポーター（世話人）・生活支援員等により、お客様について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、そのお客様が施設において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

- 2 施設は、お客様の退居に際しては、他の障害福祉サービス事業者に対する情報の提供、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第17条 入退居記録の記載

施設は、入居に際しては入居の年月日並びに事業所の名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の障害福祉サービス受給者証に記載することとする。

(支援の基準)

第18条 支援の取扱い

- (1) 施設は、お客様の心身状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、そのお客様の心身の状況に応じて、その処遇を妥当適切に行なう。
- (2) 施設は、障害福祉サービスを提供するに当たっては、その計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行なう。
- (3) 施設は、その従業者が障害福祉サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、お客様またはその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- (4) 施設は、障害福祉サービスを提供するに当たっては、当該お客様または他のお客様の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他お客様の行動を制限する行為を行わない。

第五章 サービス

(施設等の支援の内容)

第19条 施設等で行う支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 指定共同生活援助事業

- ア 食事の提供（お客様の希望による場合に限る）
- イ 健康管理・金銭管理の援助
- ウ 余暇活動の支援
- エ 緊急時の対応
- オ 職場等との連絡・調整
- カ 財産管理等の日常生活に必要な援助
- キ 生活相談
- ク 体験利用における支援
- ケ その他必要な支援

(利用料及びその他の費用)

第20条 施設等が指定障害福祉サービス等を提供した場合の利用料の額は次の通りとする。

(1) 指定共同生活援助事業

- ア 指定共同生活援助を提供し、施設が法定代理受領を行った場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める訓練等給付費の1割とする。ただし、利用者負担額が障害福祉サービス受給者証に記載された市町村が定めた額を超える場合は、市町村が定めた額とする。
- イ 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した場合は、介護給付費の額の支払いを受けるものとする。
- ウ 訓練等給付費の対象外の食費及び光熱水費については、重要事項説明書で定めた額を月額として支払うものとする。
- エ 訓練等給付費の対象にならないお客様の選択、希望によるサービスに係る費用については実費とする。

(利用料の変更等)

第21条 施設は、障害者総合支援法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する料金を変更することができる。

- 2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、予めお客様またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第六章 留意事項

(協力医療機関)

第22条 施設は、治療等を必要とするお客様のために、予め協力医療機関を定めておく。

- 2 施設は、治療を必要とするお客様のために、予め協力歯科医療機関を定めておく。

(掲示)

第23条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力医療機関・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

(衛生管理等)

第24条 施設は、お客様の使用する設備または飲料水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品等を適切に保管する。

- 2 施設は、当該施設において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。

(個人情報の保護)

第25条 施設及び従業者は、業務上知り得たお客様またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得たお客様またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、お客様に関する情報を提供する場合は、予め文書により入居者の同意を得ることとする。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、お客様及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

(苦情の処理)

第26条 施設は、提供した障害福祉サービスに関するお客様からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、お客様又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

- 2 施設は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 3 施設は、提供する障害福祉サービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、お客様からの苦情に関する調査に協力するものとする。市町村からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。
- 4 施設は、障害福祉サービスに関するお客様からの苦情に関して、秋田県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、秋田県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

(施設を利用するにあたっての留意事項)

第27条 障害福祉サービス等を利用する者は、利用等に当たって次の事を遵守しなければならない。

- (1) 他のお客様と協力し合い、仲良く共同生活を営むこと。
- (2) 社会及び地域のルールに従って行動すること。
- (3) 居室は常に清潔に保ち、破損などしないこと。

(4) 自分でできることは、自分で行うこと。

第七章 緊急時、非常時の対応

(事故発生時の対応)

第28条 施設は、お客様に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村・お客様の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 2 施設は、お客様に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償をすることとする。ただし、施設及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- 3 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的に施設内研修を行うこととする。

(緊急時等の対応)

第29条 施設は、現に障害福祉サービスの提供を行っているときに、お客様に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が予め定めた協力医療機関及び関係機関への連絡を行う等の必要な措置を講じ、管理者に報告すること。

(非常災害対策)

第30条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、業務継続計画を策定し執るべき措置について予め対策をたて職員及びお客様に周知徹底を図るため、定期的な研修および避難訓練などを実施する。

- 2 施設等は、防火管理についての責任者を定めるものとする。

第八章 その他

(勤務体制等)

第31条 施設は、お客様に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 施設は、職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。
- 3 施設は、職員に対し身分証明書を発行し、職員はその勤務中はその身分証明を携行する事により、お客様またはその家族から求められた時にはこれを提示して身分を明らかにすることとする。
- 4 従業者でなくなった者についても秘密を保持させるため、その旨を雇用契約内容に明記する。

(地域との連携)

第32条 施設の運営に当たって、地域住民またはその自発的な活動との連携や協力を行う等の地域との交流を深めることとする。

(記録の整備)

第33条 施設は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 施設はお客様に対する障害福祉サービス提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 個別支援計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(利益供与の禁止)

第34条 施設及び従業者は、施設またはその従事者に対して、お客様に施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはいけない。

第35条 この規程に定めるもののほか、施設の運営管理に関して必要な事項は、施設の管理者が別に定める。

(虐待の防止に関する事項)

第36条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、障害福祉サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるお客様を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第37条 このお規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人わかば会理事長と施設等の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、令和 6年 10月 1日から施行する。